

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

[百万円未満切り捨て]

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	1,672,945	流 動 負 債	1,275,121
現金 及 び 預 金	252,768	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	713,395
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	898,212	短 期 借 入 金	283,860
た な 卸 資 産	379,116	コマーシャル・ペーパー	60,000
繰 延 税 金 資 産	16,592	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	30,000
そ の 他	134,115	リ ー ス 債 務	4,078
貸 倒 引 当 金	△7,860	未 払 法 人 税 等	13,604
固 定 資 産	763,302	繰 延 税 金 負 債	3,729
有 形 固 定 資 産	272,513	役 員 賞 与 引 当 金	804
建 物 及 び 構 築 物	120,660	災 害 損 失 引 当 金	1,322
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	51,350	そ の 他	164,326
土 地	73,140	固 定 負 債	493,748
リ ー ス 資 産	15,451	社 債	65,000
建 設 仮 勘 定	6,601	長 期 借 入 金	378,003
そ の 他	5,309	リ ー ス 債 務	13,193
無 形 固 定 資 産	95,438	繰 延 税 金 負 債	5,286
の れ ん	74,985	退 職 給 付 引 当 金	14,447
リ ー ス 資 産	743	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	697
そ の 他	19,708	債 務 保 証 損 失 引 当 金	28
投 資 そ の 他 の 資 産	395,349	事 業 撤 退 損 失 引 当 金	4,718
投 資 有 価 証 券	325,000	損 害 補 償 損 失 引 当 金	1,024
出 資 金	31,832	契 約 損 失 引 当 金	719
長 期 貸 付 金	3,690	そ の 他	10,629
繰 延 税 金 資 産	6,621	負 債 計	1,768,869
前 払 年 金 費 用	4,937	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	44,685	株 主 資 本	642,999
貸 倒 引 当 金	△21,417	資 本 金	64,936
資 産 合 計	2,436,248	資 本 剰 余 金	154,367
		利 益 剰 余 金	431,126
		自 己 株 式	△7,430
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△47,460
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,849
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,090
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△63,400
		新 株 予 約 権	1,363
		少 数 株 主 持 分	70,475
		純 資 産 計	667,378
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,436,248

連結損益計算書（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

[百万円未満切り捨て]

[illegible]

連結株主資本等変動計算書（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

[百万円未満切り捨て]

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日 残高	64,936	154,367	386,084	△7,144	598,244
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△7,008	－	△7,008
当 期 純 利 益	－	－	47,169	－	47,169
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△771	△771
自 己 株 式 の 処 分	－	－	△158	475	316
連結子会社の増減による変動額	－	－	△2,239	－	△2,239
持分法適用会社の増減による変動額	－	－	8,336	－	8,336
そ の 他	－	－	△1,058	9	△1,048
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	45,041	△286	44,755
平成23年3月31日 残高	64,936	154,367	431,126	△7,430	642,999

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日 残高	21,105	5,968	△40,185	△13,111	1,322	63,760	650,215
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△7,008
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	47,169
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△771
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	316
連結子会社の増減による変動額	－	－	－	－	－	－	△2,239
持分法適用会社の増減による変動額	－	－	－	－	－	－	8,336
そ の 他	－	－	－	－	－	－	△1,048
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△6,255	△4,877	△23,214	△34,348	40	6,714	△27,592
連結会計年度中の変動額合計	△6,255	△4,877	△23,214	△34,348	40	6,714	17,162
平成23年3月31日 残高	14,849	1,090	△63,400	△47,460	1,363	70,475	667,378

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 287社（国内75社、海外212社）
 豊田テールセクタ（株）、(株)トメンエレクトロニクス、(株)トメンデバイス、(株)TDモバイル、豊通ケミプラス(株)、豊通エネルギー(株)、トヨタツショウアメリカ社、トヨタツショウ ヨーロッパ社、トヨタツショウ タイランド社、台湾豊田通商社、トヨタツショウ シンガポール社、トヨタツショウ アフリカ社、豊田通商上海社、豊田通商広州社、豊田通商天津社、天津豊田通商鋼業社、広汽豊通鋼業社、トヨタツショウ サウス パシフィック ホールディングス社、ビジネスカー社、トヨタ・デ・アングラ社、トメンパワ シンガポール社、トヨタツショウ ペトロリウム社 他
 なお、トヨタ コーカサス社他25社については、財務内容の開示をより充実する観点等から、新たに当連結会計年度より連結子会社に含まれることといたしました。

一方、前連結会計年度における連結子会社のうち、(株)龍村美術織物エーアイ他27社については、合併、売却、清算等により、連結子会社より除外しております。

非連結子会社 95社（国内20社、海外75社）

トヨタツウショウ エナジー ヨーロッパ社、トヨタツウショウ パワー ユーエスエー社 他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等に関しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないので連結の範囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社 6社（国内1社、海外5社）

TK ロジスチカ デメキシコ社、TK ロジスチカ ドブラジル社 他

関連会社 145社（国内18社、海外127社）

三洋化成工業(株)、(株)ユーラスエナジーホールディングス、KPXホールディングス社 他

なお、中糧豊通（北京）食品社他21社については、財務内容の開示をより充実する観点等から、新たに当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めることといたしました。

一方、前連結会計年度に持分法を適用した会社のうち、(株)ビスケーホールディングス他9社については、売却、連結子会社への異動等により、持分法適用の範囲より除外いたしました。

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社

非連結子会社

トヨタツウショウ エナジー ヨーロッパ社、トヨタツウショウ パワー ユーエスエー社 他

関連会社

アイチ マグフライン チェコ社、トヨタ デル エクアドル社 他

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、当期純損益および利益剰余金等に関しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないので持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当
の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

- (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

- ① 連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
連結子会社名	決算日
ビジネスカー社	12月末日
豊田通商天津社	12月末日
豊田通商上海社	12月末日
その他75社	

- ② 連結計算書類作成にあたっては、連結決算日との差異が3か月を超えない連結子会社については、当該子会社の決算財務諸表を使用しておりますが、連結決算日と間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。連結決算日との差異が3か月を超えている連結子会社については、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続による決算を行っております。

- (4) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ、有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（主として定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法に基づき算定)

時価のないもの 主として移動平均法に基づく原価法

□. デリバティブ

八. たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法（輸出入商品については主として個別法）に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

トレーディング目的で保有するたな卸資産

時価法

(追加情報)
従来、「通常の販売目的で保有するたな卸資産」として区分してきたもののうち非鉄金属商品等の一部について保有

目的を変更し、取引実態に即した取引損益を把握

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法
 ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法
 ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
 イ. 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 ロ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する額を計上しております。
 ハ. 災害損失引当金 平成23年3月に発生した東日本大震災により損壊した資産に関して原状回復に要する費用の見込額を計上しております。
 ニ. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 ホ. 役員退職慰労引当金 取締役および監査役の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 ヘ. 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見積額を計上しております。
 ト. 事業撤退損失引当金 事業の譲渡、撤退に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しております。
 チ. 損害補償損失引当金 将来の損害補償の履行に伴い発生するおそれのある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。
 リ. 契約損失引当金 将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
 ヘッジ会計の方法は、主として繰延ヘッジによっております。
- ⑥ のれん償却方法および償却期間
 のれんおよびのれん相当額の償却については、20年以内のその効果のおよぶ期間にわたり、定額法で処理しております。ただし、金額が僅少なものは発生時に一括償却しております。
- ⑦ 消費税等の会計処理
 税抜方式を採用しております。
- (5) 会計方針の変更
 ① 資産除去債務に関する会計基準の適用
 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益および経常利益は87百万円、税金等調整前当期純利益は610百万円それぞれ減少しております。
- ② 企業結合に関する会計基準等の適用
 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。
 なお、この変更に伴う影響は軽微であります。
- (6) 表示方法の変更
 （連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書）
 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）に基づき、「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年法務省令第33号）を適用し、従来「評価・換算差額等」として表示していた項目は、「その他の包括利益累計額」として表示しております。
- （連結損益計算書）
 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。
- （追加情報）
 たな卸資産から固定資産への保有目的の変更
 当連結会計年度において、保有目的の変更により、たな卸資産から建物及び構築物へ14,124百万円、土地へ10,993百万円、有形固定資産の「その他」へ11百万円、無形固定資産の「その他」へ211百万円振替えております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	206,467百万円
(2) 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金	748百万円
受取手形及び売掛金	847百万円
たな卸資産	874百万円
その他（流動資産）	3百万円
建物及び構築物	15,514百万円
機械装置及び運搬具	1,660百万円
土地	8,231百万円
その他（有形固定資産）	2百万円
投資有価証券	6,359百万円
計	34,242百万円

担保付債務	
支払手形及び買掛金	3百万円
短期借入金	2,824百万円
長期借入金	14,688百万円
計	17,515百万円
(3) 保証債務（保証予約等を含む）	48,884百万円
(4) 輸出手形割引高	38,701百万円
(5) たな卸資産の内訳	
商品及び製品	360,013百万円
仕掛品	1,686百万円
原材料及び貯蔵品	17,416百万円
計	379,116百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および数
普通株式 354,056,516株
- (2) 当連結会計年度末における自己株式の種類および数
普通株式 4,368,381株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成22年6月25日開催の第89回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,802百万円
- ・1株当たり配当金額 8円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月28日

ロ. 平成22年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 4,206百万円
- ・1株当たり配当金額 12円
- ・基準日 平成22年9月30日
- ・効力発生日 平成22年11月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成23年6月23日開催の第90回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 5,598百万円
- ・1株当たり配当金額 16円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月24日

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

株 主 総 会 承 認 決 議 の 日	平成19年6月26日	平成20年6月25日
取 締 役 会 発 行 決 議 の 日	平成19年7月31日	平成20年7月29日
新 株 予 約 権 の 数	7,840個	9,200個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類	普通株式	普通株式
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 数	784,000株	920,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金、設備投資および事業投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	252,768	252,768	－
②受取手形及び売掛金	890,352	890,352	－
③投資有価証券	142,777	136,020	△6,756
④長期貸付金	3,239	3,245	6
資産合計	1,289,138	1,282,387	△6,750
⑤支払手形及び買掛金	713,395	713,395	－
⑥短期借入金	283,860	283,860	－
⑦コマーシャル・ペーパー	60,000	60,000	－
⑧1年内償還予定の社債	30,000	30,000	－
⑨社債	65,000	67,914	2,914
⑩長期借入金	378,003	385,868	7,864
負債合計	1,530,259	1,541,038	10,778
⑪デリバティブ取引	8,878	8,878	－
デリバティブ取引合計	8,878	8,878	－

- (注) 1. 受取手形及び売掛金ならびに長期貸付金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
2. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、⑤支払手形及び買掛金、⑥短期借入金、⑦コマーシャル・ペーパー、ならびに⑧1年内償還予定の社債
これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ③投資有価証券
これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。
- ④長期貸付金
これらの時価については、新たに同一残存期間の貸付を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。
- ⑨社債
これらの時価については、決算日の市場流通価額によっております。
- ⑩長期借入金
これらの時価については、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。変動金利による長期借入金は主に金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑪参照）、その場合当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。
- ⑪デリバティブ取引
これらの時価については、期末日現在の為替相場、取引所の価格等によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記⑩参照）。
3. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 182,223百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、③投資有価証券には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等（土地を含む。）を有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
50,903百万円	50,694百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,703円 6銭
(2) 1株当たり当期純利益 134円78銭

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

豊田通商株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 本 房 弘 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 小 澤 義 昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊田通商株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊田通商株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上